

組 織 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本対がん協会（以下「協会」という。）の組織ならびに業務分掌と職務権限に関する基本事項を定め、業務の効率的かつ組織的、有機的な運営・遂行を図ることを目的とする。

第 2 章 組織機構

(組織機構)

第 2 条 組織機構は、別表 1「組織図」のとおりとする。

(組織単位)

第 3 条 組織の基本単位は、グループとする。ただし、必要によりその他の組織単位を置くことができる。

(プロジェクトチームなど)

第 4 条 協会の業務を円滑に遂行するため必要あるときには、プロジェクトチーム、委員会、会議などの臨時的組織体（以下「プロジェクトチームなど」という。）を設置することができるものとする。その目的、責任者、組織、形態および運営方法などについてはそのつど定める。

(理事会)

第 5 条 協会の業務執行に関する基本方針および重要な業務執行を決定するため、理事会を設置する。理事会に関する事項は、「理事会運営規則」による。

(代表理事・理事長)

第 6 条 理事長は、理事会の決定に基づき協会の業務を統轄し、業務執行の最高責任者として協会業務を執行する。

(業務執行理事)

第 7 条 業務執行理事は、理事長を常時補佐し、理事会の決定に基づき、理事長から委嘱された協会業務を統轄、執行する。

(理事会運営委員会)

第 8 条 理事会決議事項およびその他業務執行上の重要な事項に関する理事長の諮問機関として、運営委員会を設置する。運営委員会に関する事項は、「理事会運営委員会規程」による。

第 3 章 業務分掌

(業務分掌)

第 9 条 業務分掌については、別表 2「業務分掌表」のとおりとする。

第 4 章 職位と職務

(職 位)

第 10 条 職位とは、管理組織上の地位をいい、協会の指揮命令系統の明確化のために定める。

(事務局長)

第 11 条 事務局長は、理事長の命に従い所管業務を遂行する。

(事務局次長)

第 12 条 事務局次長は、理事長または事務局長の命に従い所管業務を遂行する。

(マネジャー)

第 13 条 グループの責任者であるマネジャーは、事務局長または事務局次長の命に従い所管業務を遂行する。

(アシスタントマネジャー)

第 14 条 グループのアシスタントマネジャーは、グループのマネジャーの命に従い所管業務を遂行する。

(一般職)

第 15 条 一般職は、上長の命に従い、担当する所管業務を遂行する。

第 5 章 職務権限

(職務権限)

第 16 条 職務権限については、日本対がん協会の「文書申立決裁基準」、「人事関係決裁基準」、「経理関係決裁基準」のとおり協議、決裁し報告するものとする。

付 則

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、業務執行理事が起案し、理事会の決議により決定する。

(施 行)

第 18 条 この規程は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。